

グループホーム 料金表

令和6年6月1日現在

① 介護保険給付サービス利用料金

《認知症対応型共同生活介護費》

要介護度	基本単価	利用料	利用者負担額		
			1割負担分	2割負担分	3割負担分
要支援2	761	7,610円	761円	1,522円	2,283円
要介護1	765	7,650円	765円	1,530円	2,295円
要介護2	801	8,010円	801円	1,602円	2,403円
要介護3	824	8,240円	824円	1,648円	2,472円
要介護4	841	8,410円	841円	1,682円	2,523円
要介護5	859	8,590円	859円	1,718円	2,577円

② 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

《認知症対応型共同生活介護》

加算		基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
				1 割負担	2 割負担	3 割負担	
要介護度による区分なし	夜間支援体制加算 (Ⅰ)	50	500 円	50 円	100 円	150 円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。
	夜間支援体制加算 (Ⅱ)	25	250 円	25 円	50 円	75 円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	医師により、認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に入所することが適当と判断された者に対し、サービス提供を行った場合に算定する加算料金です。入居を開始した日から起算して7日を限度として算定します。
	若年性認知症利用者受入加算	120	1,200 円	120 円	240 円	360 円	若年性認知症利用者受入サービスの提供を行う場合に算定する1日当たりの加算料金です。ただし、認知症行動・心理症状緊急体制加算を算定している場合には、算定いたしません。
	看取り介護加算	72	720 円	72 円	144 円	216 円	看護師の配置と夜間における24時間連携体制の確保等を行

看取り介護 加算	144	1,440 円	144 円	288 円	432 円	い、本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に算定する 1 日当たりの加算料金です。 ※ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しません。
看取り介護 加算	680	6,800 円	680 円	1,360 円	2040 円	
看取り介護 加算	1,280	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3840 円	
初期加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	入所後 30 日間に限り算定する 1 日当たりの加算料金です。
医療連携体制加算 (I) イ	57	570 円	57 円	114 円	171 円	日常的な健康管理や、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が取れる等の体制を整備している場合に算定する加算料金です。 ・ 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により 24 時間連絡できる。 ・ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し同意を得ていること。 ・ 事業所の職員として看護師を常勤換算で 1 名以上配置していること。体制を確保していること。
医療連携体制加算 (I) ロ	47	470 円	47 円	94 円	141 円	日常的な健康管理や、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が取れる等の体制を整備している場合に算定する加算料金です。 ・ 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により 24 時間連絡できる。 ・ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し同意を得ていること。 ・ 事業所の職員として看護

						職員を常勤で1名以上配置していること。
医療連携体制加算 (Ⅰ)ハ	37	370 円	37 円	74 円	111 円	日常的な健康管理や、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が取れる等の体制を整備している場合に算定する1日当たりの加算料金です。 ・ 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により24時間連絡できる。 ・ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し同意を得ていること。 ・ 事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。
医療連携体制加算 (Ⅱ)	5	50 円	5 円	10 円	15 円	・ 医療連携体制加算Ⅰのいずれかを算定していること。 算定日が属する月の前3ヵ月間において、次のいずれかの該当する状態の入居者が1人以上であること。 1. 痰吸引を実施している状態。 2. 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。 3. 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。 4. 中心静脈注射を実施している状態。 5. 人工腎臓を実施している状態。 6. 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。 7. 人工肛門又は人工肛門の処置を実施している状態。 8. 褥瘡に対する治療の実施し

						ている状態。 9. 気管切開が行われている状態。 10. 留置カテーテルを使用している状態。 11. インスリン注射を実施している状態。 1日当たりの加算料金です。
協力医療機関連携加算	1. 右記の ①② の要件 を満た す場合 100 2. それ以 外の場 合 40	1. 1000 円 2. 400 円	1. 100 円 2. 40 円	1. 200 円 2. 80 円	1. 300 円 2. 120 円	協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。 ① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制が常時確保している。 ② 施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している。 ③ 入居者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している。 ※医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。 1月当たりの加算料金です。
退所時情報提供加算	250	2500 円	250 円	500 円	750 円	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身状況、生活歴を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定します。

退居時相談 援助加算	400	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	利用期間が1月を超える利用者が退居する際に退居後の居宅サービス又は地域密着型サービス、その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に対して情報提供をした場合に算定する加算料金です。
認知症専門 ケア加算 (Ⅰ)	3	30 円	3 円	6 円	9 円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。
認知症専門 ケア加算 (Ⅱ)	4	40 円	4 円	8 円	12 円	また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Mに該当する方が対象となります。(医師の判断が必要です)
認知症チーム ケア推進 加算 (Ⅰ)	150	1500 円	150 円	300 円	450 円	認知症の行動・心理症状(BPSD)の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進した場合に算定する加算です。 ① 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。 ② 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 ③ 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の

						評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 ④ 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。 1月当たりの加算料金です。 ※認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、算定不可。
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120	1200 円	120 円	240 円	360 円	（Ⅰ）の①、③及び④に掲げる基準に適合すること。 ・ 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 1月当たりの加算料金です。 ※認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、算定不可。
栄養管理体制加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	管理栄養士（外部との連携を含む）が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合に算定する1月当たりの加算料金です。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10	100 円	10 円	20 円	30 円	高齢者施設等について、施設内で感染者が発生した場合に感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止時に算定する加算です。 ① 感染症法第6条第17項

						に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ② 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ③ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 1月当たりの加算料金です。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	50 円	5 円	10 円	15 円	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。 1月当たりの加算料金です。
新興感染症等施設療養費	240	2400 円	240 円	480 円	720 円	新興感染症のパンデミック発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことで算定する加算です。 1月に1回、連続する5日を限度として算定します。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	1000 円	100 円	200 円	300 円	介護現場の生産性を向上させるために、以下の取り組みを行うことで算定する加算です。 ● テクノロジーの導入：介護ロボットや ICT などのテクノロジーを活用する。 ● 業務改善の継続的な実施：生産性向上ガイドラ

						インに基づいた業務改善を行います。 ● 効果を示すデータの提供：一定期間ごとに業務改善の成果をデータで示します。 ・ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の成果が確認されていること。 ・ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・ 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組を行っていること。 ・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。 1月当たりの加算料金です。
生産性向上 推進体制加算（Ⅱ）	10 円	100 円	100 円	200 円	300 円	・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・ 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと 1月当たりの加算料金です。
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	22	220 円	22 円	44 円	66 円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	180 円	18 円	36 円	54 円	Ⅰ：介護福祉士 70%以上または勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上 Ⅱ：介護福祉士 60%以上 Ⅲ：介護福祉士 50%以上または常勤職員 75%以上または勤続 7 年以上 30%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）★	6	60 円	6 円	12 円	18 円	
入退院支援の取組	246	2460 円	246 円	492 円	738 円	入院後 3 カ月以内に退院が見込まれる入居者について、再入居の受け入れ体制を整えている場合に算定する 1 日当たりの加算です。
口腔衛生管理体制加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。
口腔・栄養スクーリング加算	20	200 円	20 円	40 円	60 円	利用開始時及び 6 カ月ごとに口腔の健康状態のスクーリング及び栄養状態のスクーリングを行った場合に算定される 1 回当たりの加算料金です。
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	1000 円	100 円	200 円	300 円	Ⅱと異なる点：通りハ等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を受け計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした介護計画書を作成した場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	2000 円	200 円	400 円	600 円	・ 訪リハ、通りハ、リハ実施提供施設の PT、ST、医師がグループホームを訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした介護計画書を作成した場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。
科学的介護推進体制加算	40	400 円	40 円	80 円	120 円	・ 利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し必要に応じて介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、前

						記の情報その他サービスを適切にかつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合に算定する。 1月当たりの加算料金です。
介護職員等 処遇改善加 算（Ⅰ）	所定単 位数の 186/1000	基本サー ビス費に 各種加算 減算を加 えた総単 位数の 18.6%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	当該加算の算定要件を満たす 場合の1月当たりの加算料金 です。
介護職員等 処遇改善加 算（Ⅱ）	所定単 位数の 178/1000	基本サー ビス費に 各種加算 減算を加 えた総単 位数の 17.8%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	
介護職員等 処遇改善加 算（Ⅲ）	所定単 位数の 155/1000	基本サー ビス費に 各種加算 減算を加 えた総単 位数の 15.5%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	
介護職員等 処遇改善加 算 （Ⅳ）	所定単 位数の 125/1000	基本サー ビス費に 各種加算 減算を加 えた総単 位数の 12.5%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	

《介護予防認知症対応型共同生活介護》

加算	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
要支援度による区 夜間支援体 制加算（Ⅰ）	50	500円	50円	100円	150円	当該加算の体制・人材要件を 満たす場合に算定する1日当 たりの加算料金です。
夜間支援体 制加算（Ⅱ）	25	250円	25円	50円	75円	当該加算の体制・人材要件を 満たす場合に算定する1日当 たりの加算料金です。

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	医師により、認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に入所することが適当と判断された者に対し、サービス提供を行った場合に算定する加算料金です。入居を開始した日から起算して7日を限度として算定します。
若年性認知症利用者受入加算	120	1,200 円	120 円	240 円	360 円	若年性認知症利用者受入サービスの提供を行う場合に算定する1日当たりの加算料金です。ただし、認知症行動・心理症状緊急体制加算を算定している場合には、算定いたしません。
初期加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	入所後30日間に限り算定する1日当たりの加算料金です。
協力医療機関連携加算	1. 右記の①②の要件を満たす場合 100 2. それ以外の場合 40	1. 1000 円 2. 400 円	1. 100 円 2. 40 円	1. 200 円 2. 80 円	1. 300 円 2. 120 円	協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催していること。 ④ 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制が常時確保している。 ⑤ 施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している。 ⑥ 入居者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している。 ※医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。 1月当たりの加算料金です。

退所時情報 提供加算	250	2500 円	250 円	500 円	750 円	医療機関へ退所する入所者等 について、退所後の医療機関 に対して入所者等を紹介する 際、入所者等の同意を得て、 当該入所者等の心身状況、生 活歴を示す情報を提供した場 合に、入所者等 1 人につき 1 回に限り算定します。
退居時相談 援助加算	400	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	利用期間が 1 月を超える利用 者が退居する際に、退居後の 居宅サービス又は地域密着型 サービス、その他の保健医療 サービス又は福祉サービスに ついて相談援助を行い、居宅 介護支援事業者又は地域包括 支援センター等に対して情報 提供をした場合に算定する加 算料金です。
認知症専門 ケア加算 (Ⅰ)	3	30 円	3 円	6 円	9 円	当該加算の体制・人材要件を 満たす場合に算定する 1 日当 たりの加算料金です。 また、認知症高齢者の日常生 活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに該当す る方が対象となります。(医 師の判断が必要です)
認知症専門 ケア加算 (Ⅱ)	4	40 円	4 円	8 円	12 円	
認知症チー ムケア推進 加算 (Ⅰ)	150	1500 円	150 円	300 円	450 円	認知症の行動・心理症状 (BPS D) の発現を未然に防ぐため、 あるいは出現時に早期に対応 するための平時からの取組を 推進した場合に算定する加算 です。 ⑤ 事業所又は施設における 利用者又は入所者の総数 のうち、周囲の者による 日常生活に対する注意を 必要とする認知症の者の 占める割合が 2 分の 1 以 上であること。 ⑥ 認知症の行動・心理症状 の予防及び出現時の早期 対応 (以下「予防等」と いう。) に資する認知症 介護の指導に係る専門的 な研修を修了している者 又は認知症介護に係る専 門的な研修及び認知症の 行動・心理症状の予防等

						に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 ⑦ 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 ⑧ 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。 1月当たりの加算料金です。 ※認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、算定不可。
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120	1200 円	120 円	240 円	360 円	（Ⅰ）の①、③及び④に掲げる基準に適合すること。 ・ 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 1月当たりの加算料金です。 ※認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、算定不可。
栄養管理体制加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	管理栄養士（外部との連携を含む）が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合に算定する1月当たりの加算料金です。

高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	10	100 円	10 円	20 円	30 円	高齢者施設等について、施設内で感染者が発生した場合に感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止時に算定する加算です。 ④ 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ⑤ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ⑥ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 1月当たりの加算料金です。
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5	50 円	5 円	10 円	15 円	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。 1月当たりの加算料金です。
新興感染症等施設療養費	240	2400 円	240 円	480 円	720 円	新興感染症のパンデミック発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことで算定する加算です。 1月に1回、連続する5日を限度として算定します。

生産性向上 推進体制加 算（Ⅰ）	100	1000 円	100 円	200 円	300 円	介護現場の生産性を向上させるために、以下の取り組みを行うことで算定する加算です。 ● テクノロジーの導入：介護ロボットや ICT などのテクノロジーを活用する。 ● 業務改善の継続的な実施：生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を行います。 ● 効果を示すデータの提供：一定期間ごとに業務改善の成果をデータで示します。 ・ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の成果が確認されていること。 ・ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・ 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組を行っていること。 ・ 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。 1 月当たりの加算料金です。
生産性向上 推進体制加 算（Ⅱ）	10 円	100 円	100 円	200 円	300 円	・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行っていること。 ・ 見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること。 ・ 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果

						を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと 1月当たりの加算料金です。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	220 円	22 円	44 円	66 円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	180 円	18 円	18 円	54 円	Ⅰ：介護福祉士 70%以上または勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上 Ⅱ：介護福祉士 60%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	60 円	6 円	12 円	18 円	Ⅲ：介護福祉士 50%以上または常勤職員 75%以上または勤続 7 年以上 30%以上
入退院支援の取組	246	2460 円	246 円	492 円	738 円	入院後 3 カ月以内に退院が見込まれる入居者について、再入居の受け入れ体制を整えている場合に算定する1日当たりの加算です。
口腔衛生管理体制加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに関わる技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合に算定する1月当たりの加算料金です。
口腔・栄養スクリーング加算	20	200 円	20 円	40 円	60 円	利用開始時及び 6 カ月ごとに口腔の健康状態のスクリーング及び栄養状態のスクリーングを行った場合に算定される1回当たりの加算料金です。
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	1000 円	100 円	200 円	300 円	Ⅱと異なる点：通りハ等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を受け計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした介護計画書を作成した場合に算定する1月当たりの加算料金です。
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	2000 円	200 円	400 円	600 円	・ 訪リハ、通りハ、リハ実施提供施設の PT、ST、医師がグループホームを訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした介護計画書を作成した場合に算定する1月当たりの加算料金です。

科学的介護 推進体制加 算	40	400 円	40 円	80 円	120 円	・利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し。必要に応じて介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、前記の情報その他サービスを適切にかつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。
介護職員等 処遇改善加 算（Ⅰ）	所定単 位数の 186/1000	基本サー ビス費に 各種加算 減算を加 えた総単 位数の 18.6%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	当該加算の算定要件を満たす 場合の 1 月当たりの加算料金 です。
介護職員等 処遇改善加 算（Ⅱ）	所定単 位数の 178/1000	基本サー ビス費に 各種加算 減算を加 えた総単 位数の 17.8%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	
介護職員等 処遇改善加 算（Ⅲ）	所定単 位数の 155/1000	基本サー ビス費に 各種加算 減算を加 えた総単 位数の 15.5%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	
介護職員等 処遇改善加 算（Ⅳ）	所定単 位数の 125/1000	基本サー ビス費に 各種加算 減算を加 えた総単 位数の 12.5%	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	

※地域区分別の単価（その他 10.0 円）

※上記費用は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成

18 年厚生労働省告示第 128 号）（以下「厚生労働大臣が定める基準」と言います。）によるものとし、その 1 割又は 2 割又は 3 割が自己負担となります。利用者負担額減免を受けられている場合は、減免額に応じた自己負担額となります。

③ その他の費用について（介護保険給付サービス外）

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

① 家賃	月額 28,000円 月途中における入退居については（930 円/日×利用日数）となります。 入院・外泊等の不在時の日割り減額はありません。
② 食費	朝食 350円 昼食 465円 夕食 465円 入院・外泊等の不在時はその食数分を計算除外。 ミキサー食・刻み食の場合は上記金額に 3%加算されます。（小数点以下切り捨て） ムース食を希望される場合は上記金額に対し一食あたり 140 円が加算されます。 行事食は別途料金となります。例：敬老会、新年会など
④ おやつ代	日額 55円 入院・外泊等の不在時はその食数分を計算除外。 10 時、15 時のおやつ、飲み物代他
④ 光熱費	日額 350円 入院・外泊等の不在時はその日数分を計算除外（入退所、入退院当日は算定されます） 個室にテレビ等家電製品を持ち込みされた際は別途一日当たり 10 円加算されます。（持ち込みされている方と持ち込みされていない方の公平性を保つため） ・ 個室の照明、空調電気使用分、共用スペース電気使用分
⑤ 管理・衛生費	日額 420円 入院・外泊等の不在時の減額はありません。 ・ 建物保守点検、維持管理費、設備保守管理並びに水道、下水使用料、火災保険、感染対策費、衛生管理費他
⑥ 電気代季節加算	月途中における入居については日割りとなります。 （退所または入院・外泊等の不在時の日割り減額はありません。） 11 月 1 日～1 月 31 日 該当月 月額 6,000円 2 月 1 日～ 2 月 28 日 該当月 月額 7,500円 3 月 1 日～ 4 月 30 日 該当月 月額 6,000円 6 月 1 日～ 9 月 30 日 該当月 月額 5,600円 ・ 冷暖房の使用量がアップする期間の加算料金

⑧ その他（実費）	・ 日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・ 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。 ・ おむつ代、理美容代、行事費、医療費、医薬品、新聞、その他入院期間のサービスについて ・ 入院時は介護保険が適応しないため、入院時の洗濯、必要品のお届け等には別途料金が発生します。（所要時間 1 時間まで 2000 円、以降 30 分毎に 750 円が加算されます。洗濯 1 回 250 円） ・ 利用契約書第 13 条⑥における入院期間や外出時の期間が 5 日間を超えること明らかな場合は、不在期間 1 日目より、居室確保における料金として別途加算されます。（入院日翌日を 1 日目とし退院日は対象となりません） ・ 1 日目より一日当たり 700 円加算 ・ 31 日目より一日当たり 800 円加算 通院時のサービスについて ・ 受診介助を行った場合：1 回 1,000 円（かかりつけ医以外受診、臨時受診、インフルエンザ・新型コロナウイルス等のワクチン接種、主治医意見書作成等の受診対応時の料金です。） ・ 休診時や時間外で受診介助を行った場合：1 時間 1,100 円（日曜祝日の 8 時 30 分から 17 時、土曜日の午後 12 時から 17 時の料金です。） ・ 受診介助が夜間帯（17 時以降～8 時 30 分）まで及んだ場合は 30 分毎に 700 円が加算されます。 ・ 受診介助が 17 時以降開始の場合は最初の 1 時間は 1,100 円となります。 ・ 北秋田市外の医療機関を受診した場合は、※1 に対し交通費（高速代含）が加算されます。
⑩ 退居時居室清掃料	退居時のみ 19,800 円 退居時のハウスクリーニング代 ※利用期間が 30 日間以上から適応します。 基本清掃項目：床壁天井、照明、窓、換気扇、ベッドの清掃。（当施設指定の業者が行います） 壁紙等補修が必要な場合は別途料金が発生する場合があります。

附則

（１）この重要事項説明書別紙は、令和 6 年 6 月 1 日から実施する。

内容に変更があった場合には、その都度作成することができる。